

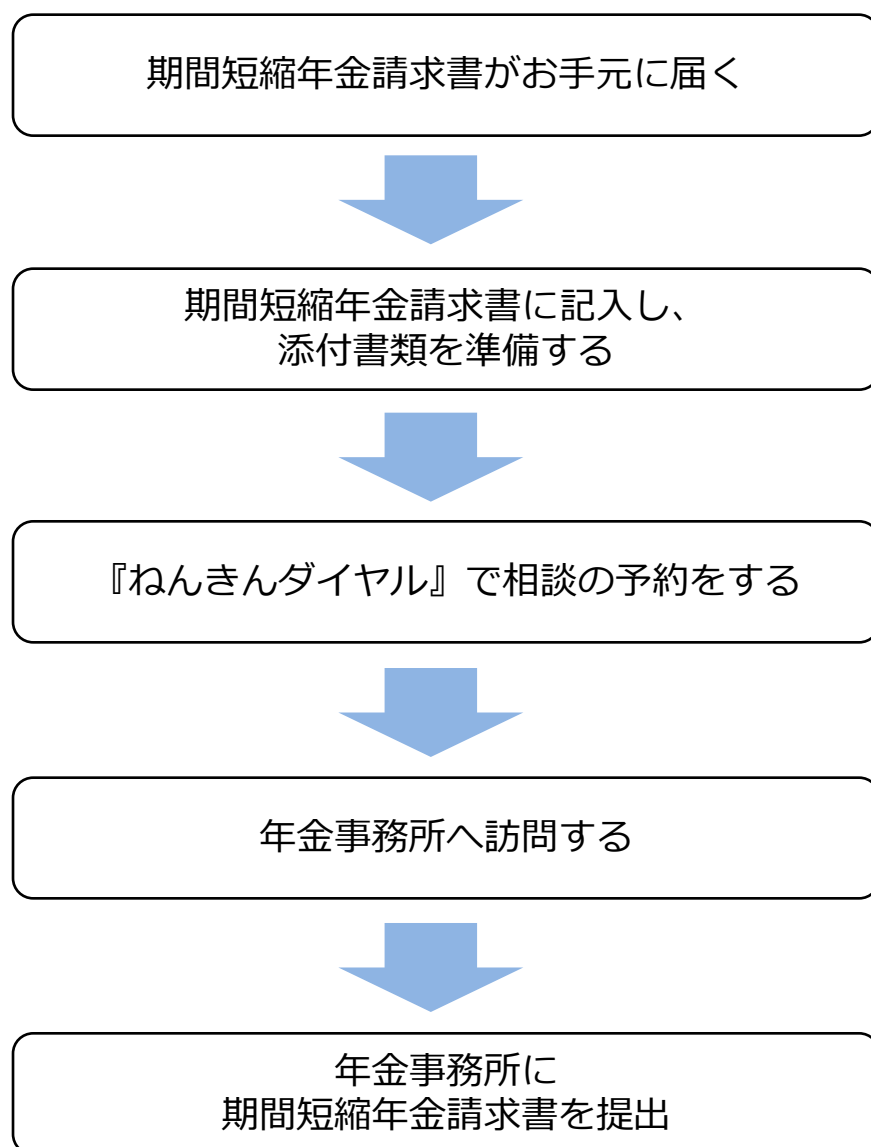
受給資格期間の短縮に係る 年金請求のご案内の手引き（作成支援用）

- はじめに …… P.1
- 年金請求ご案内のポイント
 - 1. 受給資格期間の短縮とはなんですか？ …… P.3
 - 2. 対象者にはどのようなものが届きますか？ …… P.4
 - 3. 期間短縮年金請求書の記入時、
注意することはありますか？ …… P.5
 - 4. 期間短縮年金請求書には
何を添付する必要がありますか？ …… P.14
 - 5. 期間短縮年金請求書は
どこに提出すればよいのでしょうか？ …… P.17
 - 6. 不明な点はどこに相談すればよいのでしょうか？ …… P.18
- その他のよくあるご質問 …… P.19

平成29年2月

- 平成29年8月より、納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金等の受給に必要な保険料納付済期間及び保険料免除期間等を合わせた期間（以下「受給資格期間」という。）が「25年」から「10年」に短縮されることとなりました。
- これにより、施行時に新たに受給権が発生した方からの請求が大幅に増大することが見込まれるため、受給資格期間が10年以上25年未満の方に対し、法施行前の平成29年2月下旬から平成29年7月上旬にかけて順次、日本年金機構から年金請求書（以下「期間短縮年金請求書」という。）をお送りします。（返信用封筒は同封されません。原則、窓口での受付となりますが、事務センターへの郵送も可能です。）
- また、平成29年3月1日から年金事務所・街角の年金相談センター（オフィスを含む。）において期間短縮年金請求書の事前受付を行います。日本年金機構では、「ねんきんダイヤル」による予約相談の受付について、期間短縮年金請求書を送付する封筒や、同封するチラシ等で積極的にご案内しており、対象者の方に、年金事務所の窓口にお越しいただき、事前受付ができるよう、最大限の準備をしているところです。
- 本手引きは、期間短縮年金請求書作成支援の参考として、ご利用ください。

<年金請求の基本的な流れ>



日本年金機構において期間短縮年金請求書に記入していただいた内容及び持参いただいた添付書類に沿って下記の確認を行います。

- ① 本人確認
- ② 期間短縮年金請求書に印字された年金記録の確認
- ③ 年金の受給状況及び雇用保険の加入状況の確認
- ④ 配偶者・子についての確認
- ⑤ 加給年金額に関する生計維持申し立ての確認
- ⑥ 基礎年金番号と異なる手帳番号の記録の確認
- ⑦ 住所の確認
- ⑧ 振替加算に関する生計維持申し立ての確認
- ⑨ 合算対象期間（カラ期間）の確認

年金請求のご案内のポイント

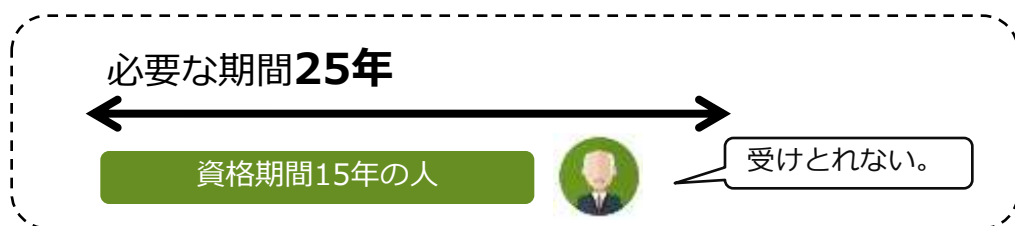
1. 受給資格期間の短縮とはなんですか？

<ポイント>

- ・年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金の受給につなげることを目的に、年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から**10年に短縮**されました。

※ 年金の額は、納付した期間に応じますので、10年の納付では受け取る年金額はその分少なくなります。

これまで



平成29年
8月1日から

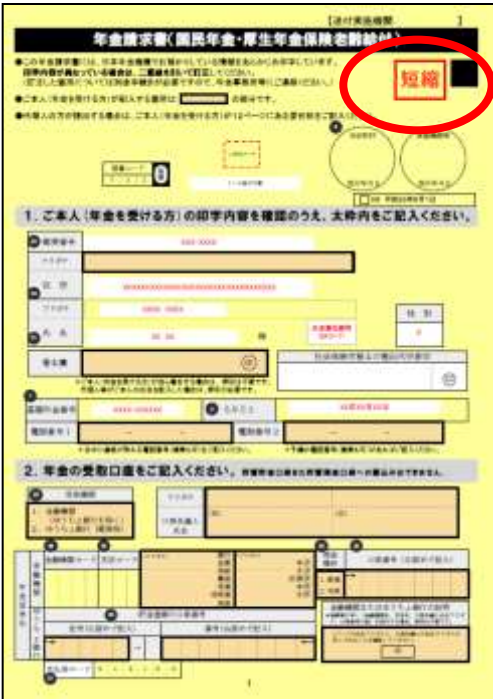


2. 対象者にはどのようなものが届きますか？

<ポイント>

- ・日本年金機構が把握している年金記録において、年金の受給資格期間が10年以上25年未満の方に、日本年金機構から期間短縮年金請求書を送付します。
- ・期間短縮年金請求書の送付は、平成29年2月下旬～平成29年7月上旬にかけて、年齢の高い方から順次送付します。

<期間短縮年金請求書等の見本>



封筒及び期間短縮年金請求書の右上に **短縮** と記載をしています。

<期間短縮年金請求書の送付時期>

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤*	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

注意することはありますか？

<ポイント>

- ・期間短縮年金請求書の の部分に必要事項の記入が必要となります。
- ・期間短縮年金請求書の3ページの年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、年金事務所にお問い合わせください。

＜記入上の注意事項＞

- この記入例は、過去に国民年金と厚生年金に加入していた方が、会社に勤務しながら老齢厚生年金を請求する場合のものです。
- 訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いて、訂正印を押印してください。（印鑑をご持参ください。）
- 代理人の方が記入した場合は、署名欄に押印が必要です。

＜期間短縮年金請求書1ページ＞

[illegible]

請求者が自ら署名する場合は押印は不要です。

通帳またはキャッシュカードのコピーがない場合は、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。

なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明は必要ありません。

- ・預金通帳（貯金通帳）を持参する場合。
 - ・①預金通帳（貯金通帳）
②キャッシュカード
③預金口座を明らかにできる金融機関が発行する書類のコピー
- のいずれかを添付する場合。
- ・インターネット専業銀行※等の場合には、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合。

※インターネット専門銀行の中には年金の受取りができない銀行もあります。

記入は不要です。

<期間短縮年金請求書 3 ページ>

3. これまでの年金の加入状況についてご確認ください。

(現在の年金加入記録を(2)に印字しています。)

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

ア. 国民年金

イ. 厚生年金保険

ウ. 船員保険 (昭和61年4月以後を除く)

エ. 国家公務員共済組合

オ. 地方公務員等共済組合

カ. 私立学校教職員共済

キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合

ク. 恩給

ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例

コ. 旧市町村職員共済組合

過去に加入したことのある制度の記号をすべて○で囲んでください。

<期間短縮年金請求書 4 ページ>

●3ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)(※2)	勤務期間または国民年金の加入期間	年金制度 (※3)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所
1 ○○産業(株) 高野支店	(日) 昭和22.05.01 (三) 昭和22.07.01	国民 厚生 船保 共済	〒123-4567 東京都千代田区〇〇
2	(日) (三)	国民 厚生 船保 共済	
3			
4			
5			
6			
7	(日) (三)	国民 厚生 船保 共済	
8	(日) (三)	国民 厚生 船保 共済	
9	(日) (三)	国民 厚生 船保 共済	
10	(日) (三)	国民 厚生 船保 共済	

期間短縮年金請求書3ページに印刷されている期間以外に年金加入期間がある場合は、こちらの記入例に沿ってご記入ください。

この欄の記入例

旧姓名

コウセイ ハナコ

厚生 花子

事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)(※2)	勤務期間または国民年金の加入期間	年金制度 (※3)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所
1 国民年金	(日) 昭和48.10.01 (三) 昭和49.04.01	国民 厚生 船保 共済	△△市××町1-2-3
2 ○○会社(株) 杉並支店	(日) 昭和49.04.01 (三) 昭和50.10.01	国民 厚生 船保 共済	〇〇市〇〇町3-2-1
3	⋮	⋮	⋮

結婚等により改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。旧姓が複数ある場合は、余白に記入してください

(※1) 加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(※2) 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり詳しくご記入ください。

(※3) 加入していた年金制度を○で囲んでください。
「国民」……国民年金(第1号被保険者・第3号被保険者)
「厚生」……厚生年金保険
「船保」……船員保険
「共済」……国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済など

＜期間短縮年金請求書6ページ＞

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

1「1. 受けている」を○で囲んだ方

添付書類については、同封の「年金の請求手続きのご案内」(以下「パンフレット」という)の4ページの記号Bをご確認ください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(日) 年 月	年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月	
	昭和 平成	年 月	
	昭和 平成	年 月	

2「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
・老齢または退職 ・障害 ・遺族	

！加入した年金制度が国民年金のみの方、または平成29年8月1日時点で65歳以上の方は次の(2)。(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい いいえ

1「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

添付書類については、パンフレットの4ページの記号Aをご確認ください。

最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は
下の「事由書」の「ウ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

雇用保険 被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1

2「いいえ」を○で囲んだ方

一下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、
雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。(例 事業主、事業主の妻等)

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を
受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、
最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

署名 (印)

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を
受けていますか。(または受けたことがありますか。)'はい'または'いいえ'を○で囲んでください。

はい いいえ

*これから受ける予定のある方は、年金事務所等にお問い合わせください。

すでに障害年金、遺族年金を受け取っている場合、または、これらの年金の請求手続きをしている場合は、年金制度名・年金の種類・年金証書の年金コードをご記入ください。

7

<期間短縮年金請求書8ページ>

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者は
いますか

はい

いいえ

「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。
（「はい」の場合は1）をご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。 添付書類については、パンフレットの3ページの番号1をご覧ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

氏名	姓 山田	名 タロウ	生年月日	昭和 55 年 05 月 15 日	基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0	性別	1. 男 2. 女
----	------	-------	------	-------------------	--------	-----------------------	----	--------------

② 配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	〒 111-0001
住所	東京都 中央区 本町 1-1-1

③ 配偶者は現在、左の7ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・遺族の年金を受けている 2. 請求中
3. 障害の年金を受けている 4. いずれも受けていない

3. を○で囲んだ方

請求中の公的年金制度名 （7ページの番号1より記号を選択）	年金の種類 ・老齢または遺族 ・障害
----------------------------------	--------------------------

1. または 2. を
○で囲んだ方

4. を○で
囲んだ方

下の(2)へお進みください。

添付書類については、パンフレットの4ページの記号Bをご覧ください。

公的年金制度名 （7ページ表1 より記号を選択）	年金の種類	（日） 年 月	年金証書の年金コード（4ケタ）、 または記号番号等
イ	1. 老齢または遺族 ・障害	昭和 21 年 4 月	1234-567890-1150
	・老齢または遺族 ・障害	平成 年 月 日	
	・老齢または遺族 ・障害	昭和 年 月 日	

(2) 左の7ページ「子の年齢要件aまたはb」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入
ください。（3人目以降は角印にご記入ください。）

添付書類については、年金事務所にご相談ください。

⑤ 子の氏名	姓 山田	名 タロウ	⑥ 生年月日	昭和 55 年 05 月 15 日	⑦ 障害	ある ない
⑧ 子の氏名	姓 山田	名 タロウ	⑨ 生年月日	昭和 55 年 05 月 15 日	⑩ 障害	ある ない

生計を同じくしてい
る配偶者がいる場合
は「はい」を○で囲
んでいただき、配偶
者の氏名、生年月日、
基礎年金番号、性別
をご記入ください。

8

＜期間短縮年金請求書12ページ＞

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人（来所される方）

フリガナ	ネンキン ジロウ	ご本人との関係	子
氏名	年金 二郎		
住所	〒168-XXXX 杉並区 XXXX 1-1-1	電話番号 (090) XXXX-XXXX	建物名

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人が必ず署名し、押印してください。

作成日 平成 29 年 X 月 X 日

基礎年金番号	X X X X X - X X X X X		
フリガナ	ネンキン ハナコ	生年月日	大正 XXXX年XX月XX日
氏名	年金 花子 (旧姓)		昭和
住所	〒168-0071 杉並区 高井戸西 3-5-24	電話番号 (090) 1234 - XXXX	建物名 ○○マンション205号室
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、Bを選んだ場合は委任する内容を具体的に記入してください。 1 年金の請求について 2 年金の見込額について 3 年金の加入期間について 4 各種再交付手続きについて 5 その他(具体的に記入してください。) ●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない		

署名は必ず請求者ご本人が行ってください。本人が署名、押印が出来ない場合は、福祉・施設職員が記名の上で、ご本人の印章・印鑑を使用して押印してください。

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に成じられないことがあります。

ご本人に代わり期間短縮年金請求書を提出する場合には、1に○を付けてください。

<期間短縮年金請求書 1 4 ページ>

機構独自項目

届出コード

711

年金コード

1100

作成原因

91

01

遺言番号

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

厚生年金保険
国民年金
船員保険
の
手帳記号番号

1111-00000000

-

1111-00000000

-

(2) 以下の項目について「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

住民票
の登録

年金請求書1ページの住所・生年月日は住民票の登録と同じですか。

はい

いいえ

「いいえ」を○で囲んだ方は、1ページの住所・生年月日の訂正を行ってください。

(3) 以下の項目に該当しますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

1

国民年金、厚生年金保険、または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。

はい

いいえ

2

昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに仲間に住んでいたことがありますか。

はい

いいえ

2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険
国民年金
船員保険
の
手帳記号番号

-

-

住民票に登録されている住所・生年月日が期間短縮年金請求書 1 ページ（本手引の 5 ページ）の住所・生年月日と同じであれば「はい」を○で囲んでください。

同じでない場合は「いいえ」を○で囲んでいただき、期間短縮年金請求書 1 ページの住所・生年月日の訂正を行ってください。

10

<期間短縮年金請求書 16 ページ>

3. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

署名欄

年金 花子

年金

花子

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明*が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。

証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	(印)
証明者住所	〒 - 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②ご本人(年金を受ける方)が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

請求者が自ら署名する場合、押印は不要です。
※代理人等が記入した場合は、押印が必要です。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを○で囲んでください。

(1) ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得655.5万円)未満ですか。

はい

・いいえ

機構確認印 () 印

(2) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。

該当するものを○で囲んでください。

はい

・いいえ

年金事務所等の確認事項

ア. 健保等被扶養者(第3号被保険者)	エ. 義務教育終了前
イ. 加算額または加給年金額対象者	オ. 高等学校等在学中
ウ. 国民年金保険料免除世帯	カ. 源泉徴収票・所得証明等

平成 年 月 日 提出

<期間短縮年金請求書18ページ>

合算対象期間（カラ期間）に関する申立書

合算対象期間（カラ期間）を確認するために、①から⑤までの全ての項目に「はい」または「いいえ」を○で囲んでいただき、「はい」を○で囲んだ方は、点線内の全ての項目をご記入ください。また、すべての項目についてご自身の年齢でご記入ください。

20ページに署名または記名・押印をいただき、年金請求書から切り取らずご提出ください。

① 婚姻している（していた）期間がありますか。

はい

いいえ

婚姻期間をご記入ください。

(45) 歳頃 ~ 現在

または

() 歳頃 ~ () 歳頃まで

配偶者（であった方も含みます）の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。

カナ氏名 (ネンキン タロウ)

漢字氏名 (年金 太郎)

生年月日 (明治) (大正) (昭和) (××) 年 (××) 月 (××) 日

基礎年金番号 (1234 - 567890)

配偶者（であった方も含みます）が、公的年金制度から年金を受けているか該当するものを○で囲んでいただき、「受けている」を○で囲んだ方は年金の種類を○で囲んでいただき受給期間をご記入ください。

受けている

受けていない

老齢（退職）の年金

障害の年金

() 歳頃 ~ 現在

または

() 歳頃 ~ () 歳頃まで

② 20歳以降に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であった期間がありますか？（夜間部・通信制は除きます）

はい

いいえ

学生であった期間をご記入ください。

() 歳頃 ~ () 歳頃まで

20ページに進んでください

申立書1枚に記載できない場合は、白紙の申立書のコピーや、別の紙にて、期間の確認ができる記録を残してください。

婚姻している方（過去に婚姻したことがある方）は「はい」としてください。
「はい」とした方は質問事項に回答してください。
「いいえ」の方は②に進んでください。

婚姻期間について請求されるご自身の年齢でご記入ください。

配偶者の氏名等をご記入ください。
※期間短縮年金請求書8ページ（本手引の8ページ）にご記入していただいている場合は記入の省略可能です。

20歳以降60歳未満の間に学生であった期間がある方は「はい」としてください。
「はい」とした方は質問事項に回答してください。
「いいえ」の方は③に進んでください。

学生であった期間について請求されるご自身の年齢でご記入ください。

期間短縮年金請求書の20ページ（本手引きの13ページ）の意味です。

12

＜期間短縮年金請求書20ページ＞

期間短縮年金請求書の18ページ（本手引きの12ページ）の意味です。

18ページの続き

③ 海外に住んでいた期間がありますか？

はい ☒ いいえ ☒

海外に住んでいた期間をご記入ください。

() 歳頃～ () 歳頃まで

④ 外国籍である方（あった方）で帰化または永住許可を受けていますか？

はい ☐ いいえ ☒

帰化または永住許可を受けた時期をご記入ください。

() 歳頃

⑤ ア～ウに該当するものがありますか？

ア. 厚生年金保険・船員保険・共済年金で一時金を受けたこと
イ. 公的年金制度から障害年金または遺族年金を受けたこと
ウ. 本人か配偶者が昭和61年3月以前に国会議員や地方議会議員であった期間があること

はい ☐ いいえ ☒

該当する記号を○で囲んでください。

ア イ ウ

注意事項をご確認ください。

注意事項

上記の質問欄のほかに恩給法による年金、執行官法による年金、旧令共済組合等による年金を受けていた場合や、国民年金の任意脱退の承認を受けた期間がある場合は年金事務所等窓口でご相談ください。

請求される方の署名または記名・押印をしてください。

注意事項を確認し記入したことを申し立てます。

請求者氏名	年金 花子	年金印	※自署した場合は押印は不要です。
代理人記入欄	※代理人記入欄は代理の方が記入したときのみ記入してください。		
代理人氏名	年金 二郎	印	※自署した場合は押印は不要です。
請求者との関係	子		
住所	〒 168-0071 杉並区 ○○○○ 1-1-1		
連絡先電話番号	090 - ×××× - ××××		

20歳以降60歳未満の間に海外に住んでいたことがある方は「はい」としてください。「いいえ」の方は④に進んでください。

「はい」とした方は海外に住んでいた期間について請求されるご自身の年齢でご記入ください。

帰化した方、外国人で永住許可を受けている方は「はい」としてください。「いいえ」の方は⑤に進んでください。

「はい」とした方は帰化または永住許可を受けた時期について請求されるご自身の年齢でご記入ください。

「はい」とした方はア～ウのうち該当する記号を○で囲んでください。

「いいえ」の方は注意事項をご確認してください。

請求者が自ら署名する場合、押印は不要です。※代理人等が記入した場合は、押印が必要です。

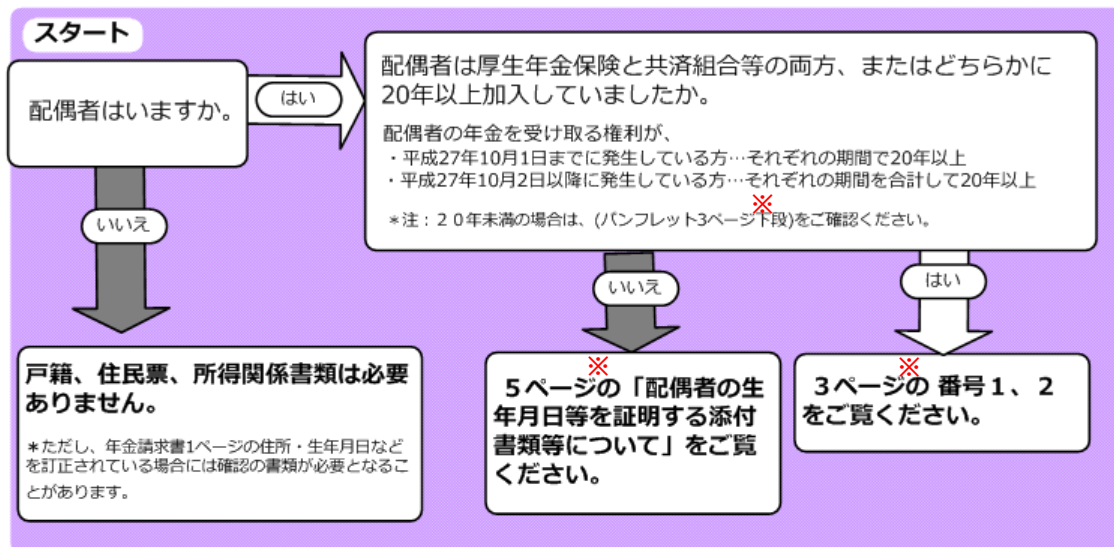
4. 期間短縮年金請求書には 何を添付する必要がありますか？

<ポイント>

- ・期間短縮年金請求書に同封されているパンフレット（「年金の請求手続きのご案内」）に記載されている添付書類を用意してください。

戸籍、住民票、所得関係書類

「戸籍、住民票、所得関係書類」の確認方法



- ご注意ください -

- * 年金加入期間が国民年金の期間のみで、厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上の配偶者がいる方は、配偶者の生年月日および配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類が必要です（3ページの番号1参照）。
- * 年金加入期間に被用者年金（厚生年金保険・共済年金等）がある方で、配偶者がいる方は、配偶者の生年月日および配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類が必要になります（3ページの番号1参照）。
- * 配偶者がいる方で、ご本人の厚生年金保険と共済組合等の加入期間の合計が20年以上ある場合は、年金事務所へご相談ください。
- * 単身の方で、4ページの『雇用保険関係書類』や『その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類』が不要な場合は、添付書類は必要ありません。ただし、年金請求書1ページの住所・生年月日などを訂正されている場合には確認の書類が必要となる場合があります。
- * 配偶者の生年月日等の証明書に関する添付書類については5ページの「配偶者の生年月日等を証明する添付書類等について」を参照してください。

戸籍・住民票は、**平成29年3月1日以降で、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内**に交付されたものをご用意ください。

* 添付書類は「コピー可」と記載されている以外は、**原本**を添付してください。

平成29年8月1日以降に年金請求書を提出する場合は、平成29年8月1日以降に交付された戸籍・住民票をご用意ください。

※本ページ中、

- 「3ページ」とあるのは、「本手引きの15ページ」と、
- 「4ページ」とあるのは、「本手引きの15ページ」と、
- 「5ページ」とあるのは、「本手引きの16ページ」と、それぞれ読み替えて下さい。

配偶者がいる方

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
1	P8 5.	配偶者がいる方	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①・ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書） ・ご本人の戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書） } いずれかの書類 ②世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの） * ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は、 住民票に筆頭者欄の記載があるもの ③・配偶者の年金手帳 ・配偶者の基礎年金番号通知書 ・配偶者の厚生年金保険被保険者証 } いずれかの書類 * コピー可	・同一世帯でない場合は、理由書等が必要となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。	
2	P16 3.	(1) で「はい」と答えた方 (2) で「はい」と答えた方	ご本人の請求する年の前年の収入か所得を確認できる書類 ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類 ご本人の収入が年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類 ①退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等（コピー可） ②・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類	・収入か所得がない場合であってもそのことを確認できる書類（非課税証明書等）が必要です。 ・左記に掲げた書類の他、「収入に関する認定書類」でも代用できる場合があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。 ・複数の収入か所得がある場合（例えば、給与と不動産収入等）は、すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。	

本手引の
8ページ

本手引の
11ページ

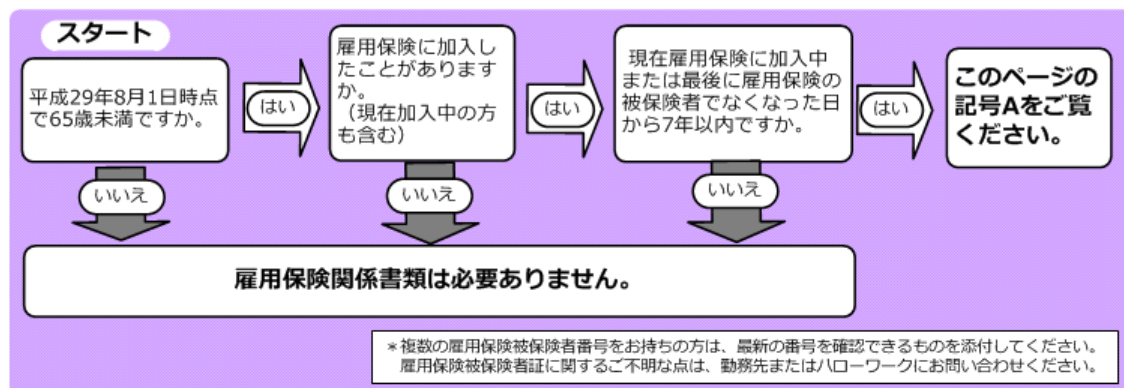
注：厚生年金の加入期間が20年未満の場合

男性40歳（女性35歳）以降の厚生年金保険の加入期間が次の表に該当する場合も含まれます。
（「厚生年金保険の中高齢の特例」といいます）

生年月日	期間	生年月日	期間
昭和22.4.1以前生まれ	15年	昭和24.4.2～25.4.1	18年
昭和22.4.2～23.4.1	16年	昭和25.4.2～26.4.1	19年
昭和23.4.2～24.4.1	17年		

雇用保険関係書類

「雇用保険関係書類」の確認方法



本手引の
7ページ

記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
A	P6 4. (2) ①	雇用保険被保険者番号を記入した方	雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類 ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証（顔写真付き） ・船員失業保険証 ・高齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書 } いずれかの書類 * コピー可	「雇用保険被保険者証」を紛失した方は、ハローワークで「再発行」のうえ、ご記入ください。	

その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類

記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
B	P6 4. (1) ①	「受けている」と答えた方	・年金証書 ・恩給証書 ・年金額決定（裁定）通知 ・遺族給与金証書	受け取っている給付ごとにそれぞれの書類 * コピー可	
	P8 5. (1) ③				
C	P14 1. (1) 2.	手帳記号番号を記入した方	・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金保険被保険者証	年金請求書の1ページに印字された基礎年金番号（配偶者は8ページに記載）と異なる手帳記号番号が記載されたものがある場合に添付してください。 お持ちの方のみ添付	

本手引の7ページ

本手引の8ページ

本手引の10ページ

* 個人の状況によって、記載された書類の添付が必要ない場合があります。ご自身に必要な書類等については、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
* 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

配偶者の生年月日等を証明する添付書類等について

ご自身の年金加入期間 （「年金請求書」3ページをご覧ください。）	配偶者の年金加入期間 （20年以上・未滿については2ページのフローをご覧ください。）	添付する書類について
国民年金のみの方	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上	3ページの1・2をご覧ください。
	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年未滿	配偶者の生年月日等を証明する書類の添付は必要ありません。
厚生年金保険・共済組合等の期間がある方	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上	3ページの1・2をご覧ください。
	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年未滿	3ページの1に記載のある書類のうち①または②の書類と③の書類をご用意ください。

年金の受取口座を確認するため、本手引きの5ページにもありますが、通帳またはキャッシュカードのコピーの添付や、期間短縮年金請求書への金融機関の証明を受けてください。

5. 期間短縮年金請求書は

どこに提出すればよいでしょうか？

<ポイント>

- ・期間短縮年金請求書は、添付書類とともに年金事務所や街角年金相談センターの窓口に出してください。
- ※ 国民年金の第1号被保険者期間のみを有する方は市町村の窓口でも手続きができます。
- ・相談窓口の混雑が予想されるため、年金事務所での手続きの際には、予約のうえ来訪してください。
(予約の申し込み：ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

相談窓口の混雑が予想されます

ご相談・お手続きの際は

予約

のうえ来訪願います



ご予約すると...

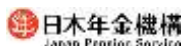
- ①スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

* 予約相談の実施時間帯は、8:30~16:00 (月~金曜日)です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご予約の際は、今回送付した年金請求書をお手元に準備してください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。



よくあるご質問にお答えします

Q1 予約はいつからできますか？

A1 来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

Q2 高齢のため、年金事務所へ行くことが困難です。私の代わりに家族の者が年金事務所へ手続きすることはできますか？

A2 ご家族の方がご本人にかわって年金の手続きをしていただくことができます。
代理の方が年金の手続きをする場合には、ご本人からの委任状が必要です。

○ 相談窓口にお持ちいただくもの

- ・ 本人からの委任状 (本人が署名のうえ押印したもの)
- ・ 本人の印鑑
- ・ 代理人の本人確認ができる書類 (運転免許証など)

○ 委任状の様式

年金請求書の中に委任状の様式がありますので、ご利用ください。

なお、委任状は記載項目をもれなく記入し、必ずご本人が署名のうえ、押印してください。

※ 詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。



◎ 窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。
お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

○ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外 (携帯電話等) からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○ 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
○ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○ 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後 (5日程度) は、電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

6. 不明な点はどこに相談すればよいでしょうか？

<ポイント>

- ・年金の請求に関して、ご不明な点がある場合は、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

<受付時間>

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いにご注意ください。

○月曜日などの休日明けや、お手元にお知らせが届いた直後（5日間程度）は電話が大変込み合うことがあります。

週の後半または月の後半がつながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

その他のよくあるご質問

Q 1 年金はいつから受けられるのですか？

A 1 今回の改正は平成29年8月1日から施行されます。施行日時点で年金加入期間が10年以上ある65歳以上の方や年金加入期間が10年以上あり、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある60歳（男性62歳）以上65歳未満の方は、施行日に老齢基礎年金や特別支給の老齢厚生年金などの受給権が発生します。また、施行日以後に受給要件に該当した方は該当した日に受給権が発生します。

年金は受給権発生日の属する月の翌月分から受けられます。年金のお支払いは原則偶数月です。

平成29年8月1日に受給権が発生する方への最も早いお支払いは平成29年10月（9月分をお支払い）です。

Q 2 どのくらいの年金が貰えますか？

A 2 老齢基礎年金の年金額は保険料を納めていただいた期間や免除の期間によって決まるため、お一人お一人で年金額が変わります。

また、老齢厚生年金についても個々のお客様の過去の標準報酬額に応じて年金額が変わります。

Q 3 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか？

A 3 ご本人が窓口においでになれないときは、代理人に手続きを委任されたことを証明する委任状を提示いただくことで、お手続きをしていただくことができます。

Q 4 期間短縮年金請求書が届いてからいつぐらいまでに手続きを行えばいいのですか？

A 4 今回の制度改正により新たに老齢基礎年金などの受給権が発生する方がたくさんおられます。期間短縮年金請求書を平成29年2月下旬～平成29年7月上旬まで順次お送りすることで、年金事務所などの窓口の混乱を少しでも緩和したいと考えています。期間短縮年金請求書をお受取りになられたときは必要な書類などをご用意いただき、できるだけお早目にお手続きをしていただけますようお願いいたします。

Q 5 期間短縮年金請求書が届きませんがどうしたらよいですか？

A 5 送付予定時期が過ぎてもお手元に期間短縮年金請求書が届かない場合は、お手数ですが「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」にお問い合わせいただきますようお願いいたします。